

平成16年4月に医師の研修制度が変更され、研修医が臨床研修を行う医療機関を自由に選べるようになりました。それにより大学に残る若手医師が減少し、医師不足となった大学病院は、自らの病院の医師を確保するため関連病院に派遣していた医師を引き上げざるを得なくなり、従来、大学が行ってきた地域医療機関への医師派遣が困難になりました。また、都市部に医師が集中することや診療科によって医師数が偏っていること、そのほか、病院に勤めている医師が過重労働などにより辞めてしまうことなども要因といわれています。

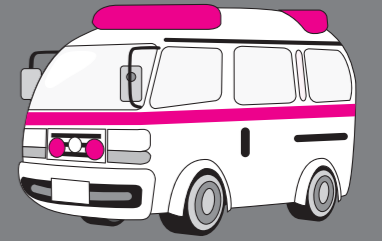
ふっかちゃんの疑問



なぜ
医師不足
なの？

救急医療の適切な利用を

昼夜を問わず発生する病気やけが。市では、関係機関、医師会や医療機関と連携し、これらに素早く対応できるよう救急医療の体制づくりを進めています。しかし、近年の医師や看護師の不足に加え、休日や夜間の救急患者の増加により、医療現場は深刻な状況におかれています。救急医療体制の機能を十分に発揮するためには、市民の皆さんのご協力が不可欠です。



■ 休日や夜間に体調が悪くなったら



医療機関を受診する前に

● 埼玉県小児救急電話相談「# 8000 番」

休日や夜間の子どもの急病時に、経験豊富な看護師が「直ちに医療機関を受診する必要があるか」や「家庭での対処方法」などをアドバイスします。

電話番号 ☎ # 8000 番
(NTT のプッシュ回線、携帯電話)
☎ 048 - 833 - 7911
(IP 電話、ひかり電話、ダイヤル回線)
相談時間 平日(月～土曜日) 午後7時～11時
休日(日曜日、祝休日、年末年始)
午前9時～午後11時

● 埼玉県救急医療情報センター

救急車を呼ぶほどではないが、休日や夜間などに診察してくれる医療機関が分からないときに、24時間体制で受診可能な医療機関のご案内をしています。

電話番号 ☎ 048 - 824 - 4199 (24 時間対応)

※医療相談のお応えはできません。
※歯科・精神科の案内は行っていません。
※案内された医療機関を受診される場合は、必ずその医療機関に電話で確認の上、出掛けてください。

● 埼玉県医療機能情報提供システム

場所や診療科目、時間などの条件を入力すると、県内の約1万か所の医療機関や薬局を検索することができます。
HP「埼玉県医療機能情報提供システム」で検索



初期救急医療体制

● 休日急患診療所(内科・小児科)

診療日 日曜日、祝休日、年末年始(12月31日～1月3日)
診療時間 午前9時～正午、午後2時～5時
診療場所 常盤町62-2(総合健診センター内)
電話番号 ☎ 573-7723

● こども夜間診療所(小児科・内科(こども))

診療日 土・日曜日、祝休日、年末年始(12月31日～1月3日)
診療時間 午後7時～10時
※受け付けは午後9時45分までに済ませてください。

診療場所 常盤町62-2(総合健診センター内)
電話番号 ☎ 573-7723

● 在宅当番医(眼科・耳鼻咽喉科)

※診療日、診療場所などについては、広報ふかや(みんなの健康)、市ホームページ、市モバイルサイトでご確認ください。

● 消防テレホンサービス・医療機関の問い合わせ

災害情報、日曜日・祝休日の休日急患診療所の案内、救急当番病院の案内
・消防テレホンサービス(☎ 0180-99-4944)
・指令課(☎ 571-0119)



■ 救急医療体制の役割と仕組み

急な病気やけがなどに迅速・的確に対処するため、症状に応じて初期・二次・三次と、各医療機関が役割分担をして、救急医療体制を整えています。

初期 救急医療体制



入院を必要としない軽症の救急患者に対応
○休日急患診療所・こども夜間診療所、在宅当番医

第二次 救急医療体制



入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応
○病院群輪番制病院、小児二次救急輪番制病院

第三次 救急医療体制



心筋梗塞や頭部外傷など二次救急では対応できない生命の危機が切迫している重篤な患者に対応
○深谷赤十字病院救命救急センター

■ 適切に医療機関を利用するための「三つの心得」

地域の医療体制を維持していくためにも、市民の皆さんの適切な医療機関の掛かり方が求められます。

その1 「かかりつけ医」を持ちましょう

かかりつけ医は、これまでの病歴や健康状態を把握しているので、きめ細かな診療を受けられます。また、症状に合わせて適切な専門医を紹介してもらえます。



その2 受診は「通常の診療時間内」に

休日・夜間の救急医療は緊急事態に備えるためのものです。緊急でない場合は、スタッフや検査体制が整っている通常の診療時間内に受診しましょう。



その3 症状に応じた利用を

比較的症状が軽い病気やけがの場合は、休日急患診療所・こども夜間診療所を利用しましょう。埼玉県救急医療情報センターでは、24時間体制で休日や夜間の受診可能な医療機関の案内をしているほか、消防テレホンサービスでも救急当番病院など救急医療情報を提供していますので、受診できる病院が分からないときなどに便利です。いざというときのためにも、次ページの「休日や夜間に体調が悪くなったら」で救急医療体制や情報を確認しておきましょう。

